

## 参考 2 用語解説

	用語	解説
あ 行	育児・介護休業法	正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。労働者が申出を行うことによって、育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている法律。
	一般事業主行動計画 特定事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主が労働者の仕事と子育ての両立ができる職場環境づくりのための行動計画を策定するもので、国や地方公共団体が策定するものを「特定事業主行動計画」、国や地方公共団体以外の事業主が策定するものを「一般事業主行動計画」といいます。なお、平成 23 年 4 月 1 日より一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけ範囲が、従業員 301 人以上の企業から従業員 101 人以上の企業に拡大され、100 人以下の企業が努力義務となります。
	インキュベーション施設	創業間もないベンチャー企業等の支援施設。入居企業は、少ない費用負担でのオフィス賃貸や、専門スタッフによる経営サポートなどハード・ソフト両面からの支援を受けることができる施設のことをいいます。 ※インキュベーション＝「卵のふ化」を表す英語
	HIV感染／エイズ	エイズの正式な名称は後天性免疫不全症候群といえます。エイズとはHIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染し、免疫力が落ちる病気です。そのために症状が進行すると、健康な人なら何でもない細菌やウイルス、カビなどに抵抗できなくなり、重い病気にかかりやすくなります。
	NPO Non-Profit Organization	行政、企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境など、様々な分野で活動を行っています。平成 10 年、これに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が成立。
	エンパワーメント empowerment	「力をつけること」の意で、一人ひとりが社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になることをいいます。
か 行	家族経営協定	家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。 「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

	用語	解説
か 行	キャリア教育	子どもが生きる力を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするため、児童生徒一人ひとりに望ましい職業観、勤労観および職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。
	キャリアプラン	自らの職業生活における目標やゴールを決め、それを実現するために計画を立てることをいいます。
	固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。 「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。
	コミュニティビジネス	高齢者支援、子育て支援、商店街活性化など地域の抱える課題を地域住民（市民）が主体となって、ビジネス的な手法を活用し、事業継続のためにもきちんと収益をあげながら、それらの課題の解決にあたる事業活動のことをいいます。
さ 行	参画	社会の様々な場に、単に参加するだけではなく、企画・立案や決定にも自分の意思でかかわり、意見や考えを出し、負担も責任も担い合うといった主体的かつ積極的な態度や行動をいいます。
	次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、平成15年7月に制定された法律です。
	社会的性別（ジェンダー gender）	人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。
	社会的性別（ジェンダー）の視点	「社会的性別」（ジェンダー）が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点です。

	用語	解説
さ 行	周産期	出産前後の期間のことをいいます。統計用語の周産期死亡児数は、妊娠満22週以後の死産と生後7日未満の早期新生児死亡を合わせた数のことです。
	女子差別撤廃条約	正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。あらゆる分野において女性差別を撤廃し、男女平等な権利の確立を目指して、昭和54年(1979年)12月、第34回国連総会で採択され、昭和56年(1981年)9月に発効しました。日本は昭和55年(1980年)7月に署名、昭和60年(1985年)6月に批准しました。 この条約は、あらゆる分野における慣習・慣行、個人の意識、行動様式の変革を求めています。また、ポジティブ・アクションは差別(いわゆる逆差別)とならないことも明らかにしています。
	シルバー人材センター	定年退職後において、臨時的、短期的な就業を希望する高齢者に対して組織的に仕事を把握し、提供する団体。
	ストーカー行為	特定の者に対し一方的に好意の感情や関心を抱き、執念深くつきまとい、相手に迷惑や攻撃や被害を与える行為を繰り返すことをいいます。
	セクシュアル・ハラスメント sexual harassment	「性的いやがらせ」のことで、性的なうわさを流す、身体への不必要な接触や性的関係の強要など、相手の気持ちに反した、性的な性質の言葉や行いが含まれます。
	SOHO Small Office Home Office	企業に属さない個人企業家や自営業者などが情報通信ネットワークや情報通信器機を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態。
た 行	男女雇用機会均等法	正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。 雇用の分野における男女の均等な機会や待遇が確保されるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中および出産後の健康の確保などの措置を推進することを目的とした法律。
	テレワーク	情報通信を活用した遠隔型の就労形態。テレワークの形態としては、本社から離れた近郊の事務所に出勤して仕事をする「サテライトオフィス勤務」、自宅に居ながら仕事をする「在宅勤務」などがあります。
	特定事業主行動計画	「一般事業主行動計画、特定事業主行動計画」の項参照。

	用語	解説
た 行	ドメスティック・バイオレンス（DV） Domestic Violence	夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれます。
な 行	二次的被害	相談・捜査・裁判・自立支援等に携わる関係者の不適切な言動でさらに被害者が傷ついてしまうこと。
は 行	配偶者からの暴力	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第1条第1項に定める「配偶者からの暴力」をいいます。「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性、女性の別を問いません。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。 「暴力」は、身体に対する暴力またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。
	パートタイム労働	1日または1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される一般の労働者に比べて短い労働のことをいいます。
	パートナーシップ partnership	互いを自立した主体的存在として認め合い、対等な立場で連携・協力し合う関係をいい、共存・共生できる関係ともいえます。北京宣言および世界行動綱領で、真の男女平等の達成のために、女性と男性、政府とNGO、そして国境を越えたパートナーシップが必要であることを明らかにしています。
	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。
	ファミリー・サポート ・センター	地域において子どもの預かり等の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、それぞれのニーズに合わせ、助け合う会員組織をいいます。
	フレックスタイム制度	自由勤務時間制と訳します。変形労働時間制の一つで、一定期間の総労働時間を定め、その範囲内で出勤時間や退社時間を自由に選択できる制度。
	ベンチャー企業	専門的な技術・知識を生かして時代に密着した先進的で創造的な新事業を行っている中小企業をいいます。
	放課後児童クラブ	保護者が、仕事等で昼間家庭にいない小学校低学年児童（概ね10歳未満）に対して、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全に育成するため組織されたクラブです。「学童保育」とよばれることもあります。

	用 語	解 説
は 行	ポジティブ・アクション positive action	積極的改善措置といます。様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。 男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。
	ボランティア休暇制度	事業所ごとに独自に設ける制度で、無報酬で福祉などの事業活動に参加する場合に認められる法定外の休暇制度をいいます。
ま 行	メディア メディア・リテラシー media literacy	メディアとは、方法、手段、媒体と訳しますが、ここでは、新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどを含む情報を伝える媒体という意味で使っています。 メディア・リテラシーとは、メディアからの情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し活用できる能力や、メディアを適切に選択し発信する能力を身につけること。
ら 行	ライフプランニング	「女性のライフプランニング支援に関する調査」における「ライフプランニング」とは、主に①結婚・出産といった「家族形成」、②職業選択等の「社会的な活動選択」について、いつ・どのような選択を行うか、あるいは選択するに当たってどのような課題があるかを、長期的な視点で検討・計画すること、と定義して使用されています。
	リフレッシュ休暇制度	労働者の職業生活の節目節目に、心身のリフレッシュを図ることを目的とした法定外の休暇制度をいいます。
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ reproductive health/rights	1994年にカイロで開催された国際人口/開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要なひとつとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。
ら 行	ロールモデル	将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデルをいいます。たとえば、職場の上司や先輩など、自分にとって、具体的な行動や考え方の模範となる、モデルとなる人物のことをいいます。
わ 行	ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	男女がともに、人生の段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスを取りながら展開できる状態のことをいいます。